

# 中泊町農業委員会会議録

平成29年6月20日

中泊町農業委員会

平成29年度中泊町農業委員会 6月定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月20日（火） 午後14時00分～午後15時00分

2. 開催場所 会議室1

3. 出席委員（10人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員				
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
			7番	大川新造
	8番	葛西誠		
	10番	長利弘明	11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員（4人）

委 員	2番	神良一	3番	鈴木誠一
委 員	6番	長利弘貴	9番	大川賢一

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【議案】

議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第8号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第10号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 『農業委員会の適正な事務実施について』の活動の点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について

報告・協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一

次 長 竹谷 覚  
前田 和夫

総括主幹 開米 るみ子

主 幹 打越 賢一

## 7. 会議の概要

事務局 ただいまから、平成29年度中泊町農業委員会6月定例総会を開会いたします。

事務局 本日、出席委員は14名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会長 本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

議長 これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、議事録署名委員は、7番大川新造委員、8番葛西誠委員をお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には事務局職員開米総括主幹と打越主幹を指名いたします。

以上で日程第2を終わります。

それでは、日程第3の議案第7号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

### ◎議案第7号

議長 議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 3ページをお開き下さい。議案第7号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成29年6月20日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第7号について、受付番号第11番から13番に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川 新造  
委員

7番 大川です。  
それでは報告いたします。  
去る6月9日に、私と長利弘貴委員、事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。  
以上ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号11番から13番の3件ございました。内訳は贈与が2件、売買が1件です。

受付番号11番は、芦野字福泊地内の10筆の田23,723平方メートルの親子間の全部贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号12番は、宮野沢字蛸澤地内の1筆の畑4,941平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号13番は、八幡字盛山地内の1筆の田2,845平方メートルの親子間の全部贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号11番から13番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

議 長

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第8号

議 長 議案第8号「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請書」についてを、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 7ページをお開き下さい。議案第8号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第4条第2項の規定により下記のとおり許可申請があったので審議を求めます。平成29年6月20日提出 中泊町農業委員会会長

議 長 議案第8号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川 新造 委員 それでは報告いたします。去る6月9日、私と長利弘貴委員の二人と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第4条の転用許可申請が2件ございます。申請地は中里地区の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局 8ページをお開き下さい。  
それではご説明いたします。  
受付番号1番は、中里地域の中里地内の2筆の田で、面積は 5,959㎡の、その他の2種農地であります。  
申請者は本人が代表を務める妙法寺の葬式や、通夜等の来客者のための駐車場とその通路として使用するため申請したとのことです。  
資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書を添付しておりますので問題ないものと思われまます。  
周辺農地への被害防除対策については、駐車場と通路はアスファルト舗装して、排水溝を整備することになっており、隣接する農地には影響ないものと思われまます。  
許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)の(カ)の(ア)で「小集団の生産性の低い農地」に該当している農地と思われまます。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

事 務 局 13ページをお開き下さい。  
受付番号2番は、中里地域の中里地内の3筆の田で、面積は 1,118㎡の、第3種農地であります。  
申請者は本人が代表を務める事業所の大型車の増車計画に伴い、既存の車両置場が手狭になるので駐車場を拡張するため申請したとのことです。  
資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書を添付しておりますので問題ないものと思われまます。  
周辺農地への被害防除対策については、北側の水路と接している部分については、土留め工事をして土砂の流出を防止することになっており、隣接する農地には影響ないものと思われまます。  
許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のエのaの(b)の第3種農地で中泊町役場から300m以内にあり、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に該当していると思われまます。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第9号

議 長 議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」についてを、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 17ページをお開き下さい。議案第9号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請があったので審議を求めます。平成29年6月20日提出 中泊町農業委員会会長

議 長 議案第9号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

大川 新造 委員 それでは報告いたします。去る6月9日、私と長利弘貴委員の二人と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第5条の転用許可申請が1件ございます。申請地は中里地区の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局 18ページをお開き下さい。それではご説明いたします。  
受付番号3番は、中里地域の中里地内の1筆の田で、面積は 1,929㎡の、第3種農地であります。

申請者は本人が代表を務める医薬品調剤及び販売業の店舗(仮称ハッピードラック中泊店)を新築するため申請したとのことです。

資金計画については、自己資金で金融機関の残高証明書を添付しておりますので問題ないものと思われま

す。周辺農地への被害防除対策については、北側の水路と接している部分については、土留め工事をして土砂の流出を防止する、汚水は合併浄化槽を設置することになっており、隣接する農地には影響ないものと思われま

す。許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のエのaの(b)の第3種農地で中泊町役場から300m以内にあり、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に該当していると思われま

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第10号

議 長 続きまして、議案第10号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 23ページをお開き下さい。議案第10号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成29年6月20日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成29年6月13日付け中農政第90号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

26ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が7件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が6件、公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が1件となっています。

受付番号12番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は7,247㎡です。売買価格は210万円です。対価の支払い期限は平成29年6月28日を予定しております。

受付番号13番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は2,964㎡です。売買価格は74.1万円です。対価の支払い期限は平成29年6月29日を予定しております。

受付番号14番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は2,915㎡です。売買価格は72.8万円です。対価の支払い期限は平成29年6月29日を予定しております。

受付番号15番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、高根字小金石の農地4筆、地目は田、面積は18,674㎡です。売買価格は450万円です。対価の支払い期限は平成29年6月29日を予定しております。

受付番号16番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は4,559㎡です。売買価格は135万円です。対価の支払い期限は平成29年6月29日を予定しております。

受付番号17番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、豊岡字三笠の農地1筆、地目は田、面積は3,347㎡です。売買価格は100万円です。対価の支払い期限は平成29年6月29日を予定しております。

受付番号18番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、高根宇小金石の農地6筆、地目は田、面積は9,195㎡です。売買価格は190万円です。対価の支払い期限は平成29年6月29日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

44ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規の設定が2件、再設定が6件で、面積が67,383平方メートルです。

受付番号39番は再設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」3,004平方メートルです。期間は1年9ヶ月間で、土地改良費は借主負担。賃借料は全部で米5俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号40番も再設定で、設定する農地は尾別地内3筆の「田」14,546平方メートルです。期間は7年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号41番も再設定で、設定する農地は田茂木地内2筆の「田」2,019平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号42番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の9筆の「田」14,244平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号43番も再設定で、設定する農地は豊岡地内ほか1筆の「田」7,484平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号44番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の6筆の「田」10,033平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号45番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地内ほか、2筆の「田」6,019平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号46番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内、8筆の「田」20,034平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。



議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第11号

議長 次に、議案第11号『農業委員会の適正な事務実施について』の活動点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 49ページをお開き下さい。議案第11号『農業委員会の適正な事務実施について』の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について、『農業委員会の適正な事務実施について』の活動点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について、次のとおり承認を求める。平成29年6月20日提出 中泊町農業委員会会長。

【資料を基に事務局より説明】

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第11号は原案のとおり決定いたします。

議 長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局 それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長 その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

議 長 それでは、以上をもちまして、平成29年度中泊町農業委員会6月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月20日

農業委員会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

\_\_\_\_\_